

Q 住みやすいまちを どうつくるか

高田 克彦 議員



A 埼玉県の住生活基本計画に 基づいて進めていく

- 質問一** 市営住宅の増設と県営住宅を増やすよう要請する考えは。
- 二** 県営住宅とUR住宅の5階建て棟へのエレベーター設置要請は。
- 三** 住宅リフォーム制度の確立を。
- 四** 空き家等をコミュニティ活動を支える拠点などにすべきでは。
- 答弁一（市長）** 国の住生活基本計画では、民間賃貸住宅への入居促進が掲げられていることもあり、
- 二** 公営住宅等の増設は考えていない。埼玉県及びUR都市機構に対し、エレベーター設置を含めたバリアフリー化を働きかけていく。
- 三** 本市の住宅改修の助成制度として、耐震診断や耐震改修の助成、重度身体障害者のための居宅改善、介護保険制度の住宅改修がある。
- 県では、本年度、多子世帯向け中古住宅取得・リフォーム支援事業



UR都市機構の団地

を実施する。

- 四** 市内では、NPO法人が空き家で福祉事業を行った事例がある。地域支え合い協議会によるサロン活動などの利用の可能性もある。
- 都市整備部をはじめ、4つの部で構成した鶴ヶ島市空家等対策連絡会議を設置したので、横断的かつ包括的な施策を推進したい。
- ◎**その他の質問** 農業大学校跡地への企業誘致をめぐる諸問題について

Q 自殺対策基本法の改正 について

山中 基充 議員



A 庁内体制を整え、自殺対策計画 を策定する

- 質問一** 坂戸保健所管内での自殺予防対策連絡会を活用しての取組状況について。
- 二** 誰も自殺に追い込まれない社会の実現を目指しての計画作りについて。
- 答弁一（市長）** 坂戸保健所管内の自殺予防対策連絡会において、自殺のおそれのある人に対する初期介入に資するためのリーフレットを作成し、本市障害者福祉課も相談窓口となっている。また、自殺予防対策の普及啓発のため、メンタルヘルスをテーマとした講演会やうつ病を家族に持つ人のための講習会を共同開催している。
- 二** 自殺対策基本法第13条第2項により、市町村は、国の自殺総合対策大綱と県の自殺対策計画や地域の実情を勘案して自殺対策計画を定めるとされている。県自殺対策推進ガイドラインも含め、法の趣旨に沿い、地域の特性や実情を踏まえながら、庁内関係各部署が関与する計画策定の体制を整え、本市の自殺対策計画を策定する。
- ◎**その他の質問**
- 一** 子ども食堂について
- 二** 多胎妊娠に伴う妊婦健康診査に要した費用の助成を
- 三** 鶴ヶ島郷土かるたがりニューアル

